「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」のデザイン公募要項

１　はじめに

　　北海道では、平成16年（2004年）に全国初の少子化対策条例となる「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」を制定し、令和2年（2020年）4月には第4期の「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」をスタートしました。

　　この度、道内の子育て世帯を対象とした「子育て世帯の外出に関するアンケート」の結果等も踏まえ、妊娠中の方を含めた子育て世帯が安心して外出できる取組みをより一層強化すべく、道内の公共施設や民間商業施設などに掲示し、妊婦・子育て世帯に様々な優先サービスを提供していることを示すシンボルマークとなる「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」のデザインを募集することといたしました。

　　北海道の子育てを応援したい、そんな皆様の思いが溢れるアイディアを是非お待ちしています。

２　優先マークの利用方法・作成条件等

（１）「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」は、当該優先マークを掲示する公共施設や民間商業施設等が、妊婦・子育て世帯に対し、様々な優先サービスを積極的に提供することを示すシンボルマークです。このため、妊婦・子育て世帯がサービスの対象者であることがイメージされ、かつ、導入する施設や利用者等が親しみを感じるデザインを作成してください。

≪提供する優先サービスの例≫

　　・離乳食等の利用に係る店内電子レンジ等での温めサービスの提供

・会計時に行列ができている場合の妊婦・子育て世帯への優先レジ対応

・飲食店等における妊婦や乳幼児等を連れた子育て世帯のための優先スペースの確保

・出産間近の妊婦等の利用を想定した職員研修等を実施するタクシー事業者の車両への掲示　など

　※サービスの内容については、民間事業者等に様々なアイディアを募集の上、積極的に優先マークの掲示対象となるサービスとして認定していく予定です。

（２）アンケートによれば、道内の子育て世帯の外出手段として最も多いのが自家用車（69％）であると同時に、外出先で最も不便に感じる点も駐車場が狭い（27％）ことでした。これを受け、妊婦・子育て世帯のための優先駐車スペースの導入に向けた取組みを進めるとともに、「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」を当該駐車スペースに塗装（あるいは、道路コーン等にプリントし、チェーン等で区画を整理）することを利用方法の一つとして想定しています。こうした利用も念頭に、屋外における視認性や道路への塗装等に係る経済性にも配慮の上、デザインを作成してください。

（３）「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の対象となる方は次のとおりです。

　　ア　妊娠中の方

　　イ　ベビーカーやチャイルドシート等の利用が必要となる概ね３歳未満の乳幼児とともに外出する世帯

（４）デザインについては、キャラクターのようなデザイン、ピクトグラムのようなデザイン、あるいは、両者を組み合わせたデザインのいずれであっても差し支えありません。コンセプトとなる次のようなキーワードやイメージを連想するデザインを作成してください。

　　・北海道、妊婦、子育て世帯、乳幼児、外出支援、子育てバリアフリー、親しみ、優しさ、思いやり、雪国など（これ以外のキーワードの利用も可能です）

（５）「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」に、文字・数字等は含めないでください。

（６）「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」に、北海道の他のシンボルマーク等のデザインは含めないでください。また、身体障がい者マーク（車いすマーク）など、既存のマークの趣旨と混同するデザインは作成しないでください。

（７）配色については、特に指定しませんが、道路塗装時等における経済性についても、審査項目の一つとなる点について、予め御注意ください。また、道路塗装時等のみ、配色を白のみに限定するなど、用途に応じ配色を変更する場合は、想定する用途及び配色等を別途指定するほか、変更後のデザインも併せて提出してください。

３　応募資格

（１）日本国内に住所を有する（現に居住する）個人又は団体。なお、連絡は全て日本語で実施しますので、日本語での意思疎通が可能であることが応募条件となります。

（２）年齢について、要件は設けませんが、未成年者が作品を応募する場合は、必ず事前に父母等の親権者の同意を得てください。なお、道民投票の前に事前に親権者等へも確認の連絡を行うほか、最終案に選定された場合は、記念品の贈呈等を含む各種対応について、改めて親権者等へ連絡を行う場合がありますので、予め御了承ください（詳細については、「７　選考方法」等を参照）。

（３）団体等から応募する場合は、代表者を１名選定するとともに、当該デザインの創作に関わる全ての構成員を明示してください。なお、当該代表者が責任をもって、創作に関わる全ての構成員から作品の応募に係る同意を得てください。

（４）デザイン作成に係る経験や過去の受賞歴、プロ・アマ等の区別は一切問いません。

（５）「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の審査及び選考に関与する関係者については、応募できません。

４　応募作品数

　　1人（1団体）3点まで

※個人及び団体のいずれからも提出する場合も、総数3点まで

５　応募期間

　　令和4年（2022年） 9月16日（金） 9時開始

令和4年（2022年）11月30日（水）　17時必着

６　応募方法

（１）電子申請、郵送又は持参のいずれかの方法で作品を提出してください。

（２）各種条件等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 電子申請 | 郵送又は持参 |
| 応募先等 | ○北海道のＨＰを参照し、応募フォームに必要事項を記入の上、提出してください。なお、複数作品を応募される場合は、作品毎に応募フォームを作成の上、提出してください。※URLはこちらを参照<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/mark-koubo.html>※提出するファイルは次の条件に従ってください。・ファイル形式：JPEG、PDF・ファイル容量：10MB以内・解　 像 　度：300dpi以上 | ○別紙の応募様式にデザイン及び必要事項を記入の上、次の応募先まで提出してください。【提出先】〒060－0004北海道札幌市中央区４条西３丁目１ 札幌駅前合同ビル６階 北海道妊婦・子育て世帯優先マーク 公募受付事務局（株式会社インサイト内）行※持参による受付時間は、平日午前9時～午後5時。 |
| その他 | ○使用するデザインソフト等の種類は問いませんが、提出の際は、必ず指定するファイル形式等で提出してください。なお、手書き作品をスキャンしたものや写真での応募はできません（手書き作品の応募は右欄参照）。○御提出いただいた作品のデータについては、後日、編集可能な形式でのファイルの送付をお願いすることがあります。 | ○作成した電子データを別紙に添付し印刷したもの、又は、手書きによる作成等のいずれも可能です。○手書きの作品が採用された場合は、後日事務局にて、応募者とも調整の上、応募作品を電子化します。なお、電子化の過程で応募者の想定する色調や輪郭等が表現できない場合は、事務局が当該作品の電子化に係る最終決定権限を有するものとします。○郵送又は持参により提出された作品について、返却等の対応は一切いたしません。 |

（３）デザインの応募に係る一切の費用については、応募者において負担してください。

７　選考方法

（１）公募したデザイン案については、別途有識者等で構成する評価検討会における採点結果や評価検討会の構成員による意見交換等の結果に基づき、道において一定数に選考の上、道民投票にて最終案（受賞作品）１点を確定します。なお、公正を期すため、いずれの選考過程においても、応募者氏名などの個人情報は伏せた上で、審査を行います。

（２）評価検討会における審査内容（特に落選理由）については、評価検討会における自由で闊達な議論を担保する関係から、理由の如何を問わず、事務局が開示する情報以外、一切問い合わせ等には対応できません。

（３）道民投票を実施することとなったデザインの応募者（若干名）及び最終デザイン案の応募者（１名）にのみ、事務局より経過等について、別途御連絡します。なお、道民投票の結果については、北海道のＨＰにより公表します。

８　対外公表

評価検討会や道民投票の概要及び受賞作品の応募者氏名等については、北海道のＨＰで公表します。

９　授賞式等

　　受賞作品の応募者には、北海道より記念品（15,000円以内）を贈呈するほか、本事業に協力する道内市町村（石狩市及び三笠市）から特産品（各7,500円以内）を贈呈します（総額 約30,000円）。また、当該記念品等を贈呈する授賞式を別途開催予定であるほか、当日のプレス対応等への御協力をお願いする場合がありますので、予め御了承ください（詳細は別途調整します。なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況により、オンラインでの開催となる場合がございます）。

10　権利関係等

（１）応募する作品は、応募者が独自に作成したオリジナルかつ未発表の作品に限ります。

（２）受賞作品のデザインについて、応募者と協議の上、使用に際し必要な補作（修正）をお願いすることがあります。

（３）受賞作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等の一切の権利は北海道に帰属するものとし、応募者は無償で北海道に譲渡するものとします。また、応募者は、受賞作品に関し、著作者人格権を行使しないものとします。

（４）受賞作品の作者は、受賞した作品に類似したロゴマーク等を制作することは出来ません。

（５）応募作品が、既発表のデザインと同一若しくは酷似している場合、又は第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、本要項に反している場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。

（６）応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。北海道は一切の責任を負いかねます。なお、応募作品に関連して、北海道が損害を被った場合は、当該損害を賠償していただきます。

11　事務局（問合せ先・受託者）

　　株式会社インサイト　担当 奥田

　　電　話：011-233-2222

　　メール：mirai@ppi.jp

12　主催者（委託者）

　　北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課

　電　話：011-204-5235

　メール：hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp